

募集要項補足事項

1. 申込み手順

E-mailによる審査書類等の提出

2. データ提出先

sato.asuka[at]jaea.go.jp ([at]を@に置き換えてください。)

3. 提出書類に係る補足

(1) 特別研究生審査・受入申込書(全員)【様式1】

研究計画は、A4用紙で2ページ以内にまとめてください。特別研究生として得た成果を学会、国際会議等で発表することを予定している場合は、具体的な学会名などを記載してください。研究概要や研究計画等を補足するために引用する文献などがある場合は、参考文献の欄に記載してください。研究期間は原則、3か月以上にしてください。

(2) 学生教育研究災害傷害保険/学研災付帯賠償責任保険加入証明書(全員)

(3) 顔写真について(全員)

申込者の胸から上の顔写真を準備してください(2MB程度まで)。上半身脱帽で6か月以内に撮影されたカラーのものとしてください。写真は、証明写真をスキャナで取り込む、スマホで撮影する等でも構いません。ただし、スマホで撮影をする際には、背景は白い壁で撮影をし、自撮りは避けてください。また、写真は鮮明なものを使用してください。服装は、パーカー・Tシャツなどのカジュアルな服装は避けてください。

(4) 学業成績証明書について(全員)

下の表に従い、学部及び研究科の成績証明書の写しを提出してください。外国語で作成された成績証明書については、英文で作成されたもののみを審査の対象とします。英文以外で作成されたものは、日本語訳又は英訳を付けてください。英訳等がない場合は、審査しません。

令和6年4月1日 時点の学年	学業成績証明書		
	学部(4年分)	博士前期相当期間	博士後期相当期間
修士課程1年	○	—	—
2年	◎	◎	—
博士前期課程1年	○	—	—
2年	◎	◎	—
博士後期課程1年	◎	◎	○
2年	◎	◎	◎
3年	◎	◎	◎
一貫性博士課程1年	○	—	—
2年	◎	◎	—
3年	◎	◎	○
4年	◎	◎	◎
5年	◎	◎	◎
大学院研究生 初年	◎	◎	○
2年	◎	◎	◎

◎：必ず提出してください。

○：最終年次の成績証明書が入手できない場合は、前期分までのものを提出してください。

—：編入や年度途中に入学した場合は、発行することができるものだけで構いませんので、提出してください。

(5) 学部卒業論文、修士論文、博士論文など(全員)【様式2】

既に大学に提出した論文又は提出する予定の論文の内容を簡潔にまとめてください。現在、論文を作成している場合は、研究テーマの現状、課題などを含め、記載してください。提出見込みのものであっても構いません。

(6) 研究成果発表記録(該当者)【様式3】

別紙(様式自由)による提出も可とします。

①論文発表

査読付論文を対象とします。邦文誌と欧文誌に分けて記載してください。

プロシーディング等に掲載されたアブストラクトなどは論文発表として認めません。

②口頭発表

国内・国外に分けて、件数を記入してください。

ポスター発表は、口頭発表に含めてください。

③受賞、特許、科研費等

該当がある場合に記載してください。

(7) 連携教員の教育・研究指導 (該当者/希望者) 【様式 4】

応募時点で原子力機構の連携大学院方式による学生研究生であり、特別研究生になった後も引き続いて連携教員の教育・研究指導を受けたい方は、連携教員による学位論文指導証明書を出してください。

(8) パスポートの写し (外国籍の方)

顔写真があり、かつ、氏名等が記載されているページ及び日本へ入国した直近の日が分かる入国管理局のスタンプが押してあるページの写し (カラー) を提出してください。

4. 応募に当たっての注意事項

(1) 受入契約

令和 6 年度特別研究生審査・受入申込書の提出をもって、所属大学及び学生が特別研究生受入契約条項に同意したものとみなします。また、受入通知書の発信日をもって特別研究生受入契約が発効するものとします。契約書の取り交わしは行いません。ただし、既に締結した連携大学院方式による学生研究生受入契約 (以下「既契約」という。) 等の受入終了日が、受入通知書の発信日以降かつ特別研究生受入契約の受入開始日以前の場合は、既契約の受入終了日の翌日から特別研究生受入契約を開始するものとします (下表再契約①のとおり)。また、既契約の受入終了日が特別研究生の受入期間に含まれている場合は、特別研究生の受入開始日の前日をもって既契約を解約し、受入開始日をもって特別研究生受入契約を開始するものとします (下表再契約②のとおり)。

●契約期間と受入期間 (身分付与期間)

	通知書発信日		受入開始日	受入終了日
新規 契約	●	契約期間	●	●
			身分付与期間	●
	通知書発信日	既契約終了日	受入開始日	受入終了日
再契約 ①	既契約の契約期間	●	契約期間	●
	既契約の身分付与期	●	身分付与期間	●
	通知書発信日	受入開始日	(既契約終了日)	受入終了日
再契約 ②	既契約の契約期間	●	●	●
	既契約の身分付与期	●	●	●

(2) 連携大学院方式による教育・研究指導

既に、原子力機構と教育研究への協力に係る協定などに基づいて連携大学院方式による学生研究生の身分を付与されている方が特別研究生に採用された場合は、連携大学院方式による学生研究生受入契約を解除し、新たに特別研究生受入契約が開始するものとします。学生研究生受入契約が解除されても、希望があった場合は、継続して連携大学院方式による教育・研究指導を行います。また、新規で連携大学院方式の採用を希望することも可能です。

(3) 月次休暇

特別研究生には、月次休暇が5日付与されます。取得しなかった場合は、5日の範囲内において、残った分を翌月に限り繰り越すことができ、最大で10日まで積み立てることが可能です。所有している休暇日数を超過して休んだ場合は、日割りで計算し、奨励金を減額して支給します。

以 上